

ひょうご防犯まちづくり推進協議会総会議事録

日時：平成19年3月22日（木）

13:00～13:45

場所：兵庫県公館第1会議室

【開会あいさつ】

会長（井戸兵庫県知事）

協議会会員の皆さんそれぞれが、各地域で防犯まちづくりの活動を展開していただき、兵庫県全体としての安全・安心な地域社会づくりを進めていただいていることに、心から感謝申し上げます。

認知件数もピーク時と比較すると4分の3程度に減少しており、地域の皆さんが地域の安全・安心に関心を持ち、相互に力を発揮していることが抑止力につながっていると思う。

しかし、相変わらず県民の意識調査等では、まだ心配であるという声もあり、地域の安全・安心を自らの手で確保していくという地域安全まちづくりの活動の展開に大いに期待しているところである。

県としても、昨年「地域安全まちづくり条例」を制定し、これに基づいて具体的取組を進める際のガイドラインとなる指針を策定したことから、この指針に基づいた活動を展開していただけることを願っている。

また、指針とあわせて、県の支援施策を総合的・計画的に実施するための推進計画を策定中であり、県全体としての取組の基本方向を明らかにしていきたいと考えている。

本日は、平成19年度の事業計画と予算を審議いただくが、せっかくの機会でもあるので、県が進めていこうとしている地域安全まちづくりの全体の概要も説明させていただくので、理解を深めていただきたい。

最近、各地で様々な事件が発生しており、どのような危険が近づくかわからない時代であることから、相互が協力して地域社会づくり取り組んでいく必要があるため、皆様のますますのご活躍をお願い申し上げます。

【諸報告1：新規会員について】

事務局

5ページをご覧ください。

当協議会の趣旨に賛同して、社団法人兵庫県精神病院協会、兵庫県カラオケスタジオ協会の2団体から、過日入会申込書の提出があったところであり、協議会会則第5条に定める要件を満たしておりことから、これを受理した。

これに伴い、当協議会の会員は、105団体となったところである。

会長（井戸知事）

入会いただいた社団法人兵庫県精神病院協会、兵庫県カラオケスタジオ協会におかれては、協議会の運営にご協力いただけるようお願い申し上げます。

【諸報告3：平成18年度事業の実施状況及び収支決算見込について】

事務局

13ページをご覧ください。

「会議の開催」であるが、昨年5月24日に幹事会を開催させていただき、その結果を踏まえて、6月23日に県公館において総会を開催させていただいた。

また、2月15日に幹事会を開催し、その場での議論を踏まえて、本日の総会を開催させていただいている。

「研修会の開催」については、昨年6月23日の総会に併せて、子どもの安全確保に向けた研究に取り組んでおられる特定非営利活動法人子どもの危険回避研究所理事長の横矢真理（よこや まり）氏をお招きして、兵庫県との共催により、「地域安全まちづくりセミナー」と題して開催した。

「会員向け防犯情報の提供」であるが、会報第3号、第4号を発行し、協議会事業の実施状況や会員団体の取組などの情報を各会員団体へ送付した。

15ページをご覧ください。

「地域安全まちづくり活動の促進」であるが、今年度の新規事業として、地域安全まちづくり活動事例集を作成した。

また、当協議会のシンボルキャラクター「マモリン」を活用した啓発用品を作成しており、「ウインドフラッグ」と「ステッカー」を後日各会員団体へ配付する予定である。

16ページをご覧ください。

去る10月28～29日に丹波市で開催された「第18回兵庫のまつり～ふれあいフェスティバル2006～」において、特定非営利活動法人兵庫県防犯設備協会及び兵庫県と共同で出展し、啓発資材の配付、防犯設備の展示等の啓発活動を行った。

次に、「平成18年度収支決算見込」についてである。

まず、「収入の部」であるが、県補助金予算額1,000千円に対して決算見込額1,000千円で、差し引き増減ゼロである。

また、寄附金予算額ゼロに対して決算見込額1,000千円で、差し引き1,000千円の増である。これは、先ほど説明した清水惟夫様からの寄附金を受納したことによるものである。

さらに、普通預金利息予算額1千円に対して決算見込額1千円で、差し引き増減ゼロである。

以上合計で、予算額1,001千円に対して決算見込額2,001千円で差し引き1,000千円の増となっている。

次に、「支出の部」であるが、「総合推進費」について、予算額981千円に対して決算見込額981千円で、差し引き増減ゼロである。

なお、総合推進費の内訳その1「協議会運営費」であるが、予算額100千円に対して決算見込額226千円で、126千円の増となっている。これは、総会及び幹事会をそれぞれ1

回開催する計画であったものを、それぞれ2回開催することとしたためである。

総合推進費の内訳その2「研修会費」であるが、予算額100千円に対して決算見込額15千円で、85千円の減となっている。これは、研修会を県との共催により行うこととしたため、会場使用料等の経費が不要になったためである。

総合推進費の内訳その3「広報啓発費」であるが、予算額781千円に対して決算見込額740千円で、41千円の減となっており、ほぼ予算どおり執行できる見込である。

次に「予備費」であるが、予算額20千円に対して決算見込額20千円で、差し引きゼロであり、広報啓発費に充当する計画である。

次に、「次年度繰越金」であるが、予算額ゼロに対して決算見込額1,000千円で、1,000千円の増となっている。これは、清水惟夫様からの寄附金の受納を総会において会員の皆さんご報告した上で、この寄附金を活用した平成19年度事業計画を承認いただいて執行しようとするものである。

以上合計で、予算額1,001千円に対して決算見込額2,001千円で差し引き1,000千円の増となっている。

会長(井戸知事)

以上、報告をさせていただいたが、平成18年度の収支決算の取扱いについて事務局から説明いただきたい。

事務局

平成18年度の決算が確定した後、6月ごろに幹事会を開催し、その場で承認いただいた上で、文書にて決算報告をさせていただきたいと考えている。

会長(井戸知事)

平成18年度の決算だけの取扱いだと、総会を開催して皆様に集まっていただくのも負担がかかると思うので、事務局の提案どおり幹事会で承認いただいた後、文書にて決算報告をさせていただきたい。

【第1号議案：役員を選任について】

事務局

19ページをご覧ください。

副会長である佐伯忠良(さえき ただよし)様におかれては、去る平成18年7月13日をもって兵庫県町村会会長を退任され、当協議会の副会長職についても、辞任の意向を示しておられた。

当協議会の役員を選任に当たっては、会則第10条の規定により、総会において選出することとされていることから、今回、現兵庫県町村会長の足立理秋(あだち みちあき)様を副会長として選任しようとするものである。

なお、足立副会長については、会則第12条第2項の規定に基づき、他の役員と同様平成20年3月7日までの任期となる。

会長(井戸知事)

兵庫県町村会長の交代による役員の交代であるため、直ちにお諮りしたい。足立兵庫県町村会長に就任いただくことでいかが。

(異議なしの声)

それでは、ご異議なしとのことで原案どおりとさせていただきます。

【第2号議案：平成19年度事業計画及び収支予算について】

事務局

23ページをご覧ください。

まず、「平成19年度事業計画案」についてである。

事業計画内容の「会議の開催」であるが、6月頃には幹事会を開催し、平成18年度収支決算の報告などをさせていただきます。

24ページをご覧ください。

「活動指針の改訂」についてであるが、県の地域安全まちづくり条例に基づく「指針」及び「推進計画」が策定されることに伴い、当協議会が平成17年12月に策定した「活動指針」について、これらとの整合を図りつつ、より実用性の高いものになるよう、全面的に見直しを行うものである。

「研修会(地域安全まちづくりセミナー)の開催」についてであるが、平成19年度からは、これまで行ってきた講演会形式にとどまらず、パネルディスカッションや活動事例報告を盛り込むなど、工夫を凝らしたプログラムを導入したい。

「会員向け防犯情報の提供」についてであるが、平成18年度に引き続いて、会報を年3回程度発行するほか、平成18年度に受納した寄附金を活用して、ホームページをリニューアルし、イメージアップを図るほか、メールマガジン配信機能も付加して会員団体へ迅速に情報を伝達するなど、内容の充実に努めていきたい。

25ページをご覧ください。

「地域安全まちづくり活動の促進」であるが、平成18年度に受納した寄附金を活用して、会員団体の皆さんによる地域安全まちづくりに関する研修の支援を行う。具体的には、協議会会員団体が傘下の団体や県民を対象に、地域安全まちづくり活動に関する研修会、講演会、実践活動の指導に係る講師謝金に要する経費について、20千円を限度に助成しようとするものである。

また、地域安全まちづくり活動に取り組む団体が連携し、優れた効果を上げている事例(2~3事例)についての詳細な調査・研究を行い、その成果を連携の取組のモデルとして広く紹介したい。

さらに、引き続きシンボルキャラクター「マモリン」を活用した啓発用品を作成・配布し、県民の防犯意識の醸成を図るほか、多数の県民の集客が見込めるイベントに出展し、協議会の活動をPRするとともに、県民ぐるみの運動の機運を醸成してまいりたい。

26ページをご覧ください。

次に、「平成19年度収支予算案」についてである。

収入の部として、県補助金予算額1,000千円、前年度繰越金1,000千円に加え、普通預金利息1千円を計上し、合計で、予算額2,001千円を計上することとした。

支出の部であるが、総合推進費として、1,401千円を計上している。

その内訳であるが、総会・幹事会の開催経費として、協議会運営費100千円、地域安全まちづくりセミナーの開催経費として、研修会費150千円、さらに、会報の発行、ホームページのリニューアル、会員等が取り組む地域安全まちづくり活動の支援、地域団体と事業者の連携モデルに関する調査研究等に要する経費として、1,151千円をそれぞれ計上している。

また、予備費として、前年同様20千円を計上している。

さらに、平成19年度から新規事業として実施する「会員団体の皆さんによる地域安全まちづくりに関する研修の支援」を平成21年度まで継続して実施するための財源として、580千円を繰越金として計上している。

以上合計で、予算額2,001千円を計上することとした。

会長(井戸知事)

平成19年度事業計画及び収支予算案について説明させていただいた。

新規事業もいくつか盛り込まれているが、この案についてご意見いただきたい。

意見等がないようなので、承認いただくことでよろしいか。

(異議なしの声)

では、この案で進めさせていただくが、各地域で様々な活動を実施していただくことが基本となるので、皆様のご協力をお願いしたい。

【その他：地域安全まちづくり条例に基づく指針について】

事務局

29ページをご覧ください。

この指針の趣旨であるが、この指針は、県民の皆さんが地域安全まちづくり活動に取り組んでいただく際のガイドラインとして、参考にしていただこうとするものである。

この指針は、平成18年4月に施行した「地域安全まちづくり条例」第13条を根拠として策定するもので、右側の4つの枠内を見出しにあるとおり、「子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針」「犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅地の構造、設備等に関する指針」「犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針」「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の4つの指針を策定した。

策定に当たっては、地域安全まちづくり審議会において、国の要綱・指針及び他府県の事例等も参考にしながら、本県らしい指針の策定に向けて審議してきた。

なお、この指針は、それぞれの指針において活動主体として期待される県民や事業者等が具体的な活動を行う際に留意すべき事項を示し、その自主的・自発的な取組を促そうとするものである。

また、指針の内容を一律に適用するものではなく、関係法令や地域特性など、様々な事情を考慮の上、必要と考えられる取組を実施していただきたいと考えている。

これらの指針に共通する特徴として、すべての指針に県民の「参画と協働」の視点を盛り込んでいる。地域住民の参画と協働を得て、活動に取り組もうとする視点を盛り込んだことによって、参画と協働の理念を具体化した実践的な活動指針になったのではな

いかと考えている。

次に、4つの指針それぞれの内容について、簡単に説明させていただく。

まず、「子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針」であるが、この指針では、保護者・地縁団体・学校の設置者等を活動主体として想定している。

主な内容は、「危機の未然回避のための活動及び措置」「危機発生時における活動及び措置」「安全教育の充実」「子どもの安全を確保する体制の整備」の4つの大項目に分け、学校や通学路等の場面ごと、活動主体たる保護者や地縁団体・学校の設置者ごとに、それぞれ期待される役割を明記している。

次に、「犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅地の構造、設備等に関する指針」であるが、この指針では、住宅・住宅地の整備者、所有・管理者を活動主体として想定しており、新築・改築する住宅及び新たに整備する住宅地・既存住宅地を対象としている。

主な内容は、共同住宅、一戸建て住宅、住宅地ごとに、防犯に配慮した設計上の留意点を示したほか、最後に、「居住者等の防犯意識醸成及び相互連携」として、防犯に配慮した住まい方や居住者間の連携による自主防犯体制の確立などを明記している。

次に、「犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針」であるが、この指針では、深夜に物品販売業等を営む者を活動主体として想定しており、ここにいう「深夜」とは、青少年愛護条例を準用して、午後11時から翌午前5時までを指している。

主な内容は、深夜営業店舗の構造や設備、店舗内外の警戒体制、現金の管理方法、防犯責任者の設置、店舗周辺への配慮など、8つの項目ごとに留意事項を明記している。

最後に、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」であるが、この指針では、道路・公園・駐車場・駐輪場及びその附帯設備の設置管理者を活動主体として想定しており、道路等の施設のうち、不特定の者が利用するものを対象としている。

主な内容は、道路、公園、駐車・駐輪場ごとに防犯に配慮した構造、設備等の留意事項をあげたほか、地域住民に愛着を持ってもらえる施設づくりによる防犯対策を明記している。

また、これらの指針については、イラストや図解を盛り込んだ分かりやすいパンフレットを作成し、皆様方にもお届けすることとしている。

会長（井戸知事）

事務局から4つの指針についての概略を説明させていただいたが、この指針の内容を全て守らなければならないというのではなく、活動の中で参考にさせていただきながら、できるだけこの内容を実施していただきたいという目安である。

【その他：地域安全まちづくり条例に基づく「推進計画」(案)について】

会長(井戸知事)

それでは、その他の2番目として「地域安全まちづくり条例に基づく「推進計画」(案)」についてであるが、現在、県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）を3月28日まで実施しており、いただいた意見を踏まえて策定することとしている。

事務局

41ページをご覧いただきたい。

この推進計画（案）は、県民の皆さんによる地域安全まちづくり活動を支援するための施策を総合的・計画的に実施するため、地域安全まちづくり条例第12条の規定に基づいて策定しようとするものである。

策定に当たっては、先ほどの指針と同様に、地域安全まちづくり審議会において審議を進め、答申案としてこの推進計画の内容がとりまとめられたことから、これを広く県民の皆さんに公表し、3月28日まで意見募集を行っているところである。

この計画の構成であるが、資料の右端に書いてある「地域社会の力を基本とした安全・安心のひょうごの実現」を基本理念として、「地域安全まちづくり活動の支援」「子ども、高齢者等の安全確保の支援」「防犯に配慮した施設の管理・整備の支援」の3本柱と7つの行動（アクション7）に類型化し、県による総合的・体系的な施策展開の姿を明らかにしたものである。

7つの行動（アクション7）それぞれには、県の各部局等において実施する関連施策が幅広く盛り込まれている。

また、これらの施策展開に当たって、特に留意すべき4つのポイントを明らかにしている。

具体的には、地域の様々な課題を解決していく力の源である「地域の総合力の向上」、県民一人ひとりが防犯意識を高めつつ活動の担い手を育成する「人づくり」、地域社会を構成する県民、団体、事業者などが連携し、協働して取り組むための「ネットワークづくり」、活動を下支えするための「活動環境の整備」の4点である。

なお、この推進計画（案）の計画期間は、ある程度中長期の計画とすることが効果的と考えられる一方で、その時々的情勢の変化に柔軟に対応するため、平成19～21年度の3か年とした。

また、計画期間中の3か年における施策全体の効果・達成度を確認するため、刑法犯認知件数の20%減少を成果目標として掲げているほか、個別施策には、可能な限り具体的な活動指標を盛り込んでいる。

これらの指標を用いて、計画の実施状況について、毎年度の確な評価・検証を行うこととしている。

会長（井戸知事）

推進計画を策定するのは、計画を定めることによって県内の様々な団体が、活動する際の基本方向を明確することで効果を上げていきたいからであり、そのためには41ページの目標設定の欄にあるように成果指標として、3年間の刑法犯認知件数を20%減少させることを掲げさせていただいた。

これは、警察の協力の下に示したものであるが、目標に対応する環境整備をして、方向性を明確にするという意味で、あえてこのような数値を掲げさせていただいた。

活動指標としても、まちづくり防犯グループの結成数、地域安全まちづくり推進員の委嘱者数、事業所防犯責任者設置事業所数をあげている。

その他、ご発言はないか。

兵庫県防犯協会連合会山里専務

現在、インターネットの普及で、ホームページなどからいろんな情報を得ることがで

きる反面、情報流出という危険性もある。

しかし、ホームページなどをうまく活用すれば、様々な普及啓発に活用できるため、ネットワークづくりを進める体制を進めていけばいいのではないかと思う。

会長（井戸知事）

19年度事業計画の中で、協議会のホームページを更新する内容が盛り込まれているが、事務局側から一方的な情報を発信するのではなく、各会員からも活動内容をお知らせいただきたい。

インターネットは、手軽に情報を入手できるため各家庭で導入され普及率が上がっている一方で、犯罪の道具として使用されやすい危険性もあることから、双方から情報交換をして警鐘を発しておれば、犯罪の抑止効果も期待できるのではないかと思う。

その他、説明させていただいた内容について、提案や意見等についていただきたいが、意見等もないようなので、活動等を通じて課題や意見等があれば、事務局まで問い合わせいただきたい。